



「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）」に係る 実績データの収集・登録について（通知）

技術基準の種類：業務委託
通知日：平成8年9月26日

管第483号
平成8年9月26日

部内各課・室長様
各土木事務所長様
鳥取港湾事務所長様

土木部長

「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）」に係る 実績データの収集・登録について（通知）

平成7年3月13日付管第946号で調査設計業務実績データの収集・登録について通知し、平成7年度から委託業務（設計及び地質調査業務に限る）に係る、調査設計業務実績データの収集・登録を行っているところです。
このたび、測量業務についても対象業務として業務実績データの収集・登録を行うこととしました。
については、別添のとおり測量調査設計実績データの収集・登録を行ってください。

「測量調査設計業務実績データ」の収集・登録について

- 1 「業務カルテ」
「業務カルテ」とは、業務受注実績並びに技術者情報により構成される、委託業務発注時の業者選定事務等の一助となると考えられるデータベースの入力表である。
- 2 対象業務
平成8年10月1日以降契約の委託金額500万円以上の測量業務、建設コンサルタント業務及び地質調査業務（建築関係、補償関係は除く）とする。
なお、測量、設計、地質調査業務などが同一業務として発注される場合においても、委託金額500万円以上の業務は対象とする。
また、中途に契約金額に変更を生じた場合についても対象とする。
- 3 対象企業と対象技術者
対象企業 - 測量業務、建設コンサルタント業務及び地質調査業務を営む企業
対象技術者 - 管理技術者、照査技術者、担当技術者
- 4 収集対象データ項目
会社業務実績、業務担当技術者情報、技術者実績情報
- 5 「業務実績データ作成・登録」について
データの収集・登録は、受注者が業務契約時と業務完了時に行い、業務実績入力システム（パソコン）により入力内容を入力したものを発注機関に提出し、内容のチェックを受けるものとする。
ただし、業務実績データ作成に必要な入力システム等は、受注者により準備するものとする。
業務実績データの登録は、発注機関のチェックを受けた後、フロッピーディスク（以下FDという）により、受注者から財団法人日本建設総合情報センター（以下JACICという）に登録するものとする。
- 6 「業務実績データ」の契約上の扱いについて
(ア) 費用
「業務実績データ」の作成・登録費用
(1) 建設コンサルタント業務及び地質調査業務
・業務費のうちの業務管理費に含まれる。
(2) 測量業務
・直接測量費の技術管理費に「業務カルテ作成・登録費」として以下の人件費を計上するものとする。

業務カルテ作成・登録費：測量助手0.5人/業務

なお、測量、設計、地質調査業務などを同一業務で発注する場合の「業務カルテ作成・登録費」は、主たる業務によるものとする。
(イ) 特記仕様書
「業務実績データ」作成対象業務においては、下記のとおり特記仕様書に明示するものとする。

第 条 業務実績データの作成・登録
本業務は、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）への登録対象業務であり、下記のとおりとする。
受注者は、受注時は契約後10日以内、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内、完了時は完了後10日以内に測量調査設計業務実績情報サービスに基づき「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後に（財）日本建設情報総合センターにフロッピーディスクにより提出するとともに、（財）日本建設情報総合センターが発行する「業務カルテ受領書」を監督員に提出しなければならない。

(ウ) 登録確認
「業務実績データ」の登録確認は、JACIC発行の「業務カルテ受領書」の写しを受注者から提出を受け確認するものとし、打合せ協議簿等に整理しておくものとする。
- 7 適用
この取扱いは、平成8年10月1日から適用するものとする。